

LIFE
LINK

自殺総合対策
推進モデル
(グラントサイド)

いのちのつながり

「生き心地の良い社会」の構築
「追い込まれ型社会」からの脱却

現場・社会制度の
実務的アプローチ

価値観・生き方への
啓発的アプローチ

自殺対策者支援

自死遺族支援

社会制度の
見直し・改善

住民へ
住民への啓発

自殺対策
地域ネット

有効
の開発

自殺
把握・分析

地域レベルでの自殺対策

国レベルの自殺対策

自殺総合対策基本法
大綱

行政 大学 住民組織 民間団体 警察 保健所 精神保健センター 护士 医療機関など

LIFE LINK

自殺総合対策へ

～新しいつながりが、新しい解決力を生む～

NPO法人 ライフリンク
代表 清水 康之

LIFE LINK

自殺の実態

- ◆98年から続く「年間自殺者3万人」という異常事態
- ◆交通事故死者のおよそ5倍
- ◆自殺率は先進国の中で高位（米国の2倍、英國の3倍）
- ◆自殺未遂者は既遂者の10倍、つまり年間30万人
- ◆ひとりの自殺（未遂）によって、周囲の5～6人が深刻な心理的影響
- ◆日本では、毎年150万～200万人が自殺による影響

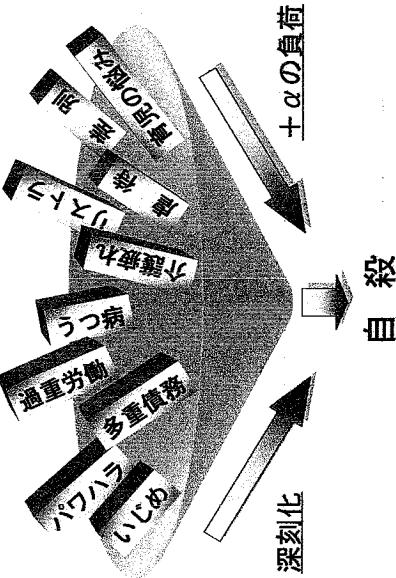
LIFE LINK

自殺の背景

- ◆『老老介護』… 今年報道されただけで30件（60人）以上 高齢者介護従事者の3割が「死にたい」
- ◆『多重債務』… 全国に350万人 社会的に弱い立場の人たちほど利用
- ◆『過労自殺』… 30代の自殺が昨年過去最多に 「リストラはされずに済んだけど…」
- ◆『学校のいじめ』、『DV』、『セクシャルマイノリティへの差別』、『重度障害心中』、『パワハラ（職場のいじめ）』、などなど

LIFE LINK

日常的な問題と自殺の関係



LIFE LINK

自殺問題の捉え方

自殺の多くは、「追い詰められた末の死」である。
「人間問題が最も深刻化した末に起きている」のが自殺。

- 見方を変えれば…
- 私たちの日常は「自殺に至る手前のどこか」にある。
- 自殺は私たちの暮らしに深く関わる社会問題である。

LIFE LINK

『人間の安全保障』という理念

- ◆『人間の安全保障』とは、紛争や飢餓、感染病や災害などといった、人の生活や存在を脅かす社会的脅威から、「いのち」を守っていくこうという概念。
- ◆日本の自殺には、社会的に「追い詰められた末の死」が少なくない。本当は「生きていきたい」にも関わらず、生きる道が「開ざされて」自殺している人が多い。
- ◆遺書に綴られた「ごめんなさい」などの謝罪の言葉。「生きていきたい」を支えられる社会に。「人間の安全保障」を守るためにの対策・仕組みが必要。

LIFE LINK

自殺対策基本法

- ◆自殺対策に関するはじめての法律(議員立法)
- ◆目指すのは、自殺禁止ではなく、自殺総合対策の推進
 - 人間の「生きる権利」を守るための法律
- ◆5つの柱
 - ・「自殺は社会問題である」と位置づけている
 - ・自殺対策は、国や自治体の責務としている
 - ・個人だけでなく社会を対象とした総合対策が重要
 - ・対策の実践は関係者の密接な連携の下で行うように
 - ・自殺未遂者や自死遺族への支援も重要

LIFE LINK

自殺対策基本法の「目的」

- 【第一条 目的】
- この法律(自殺対策基本法)は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにおけるかんがみ、自殺対策に関するとともに、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにして、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持つて暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。